

実業団マラソン特別強化プロジェクト：Project EXCEED 要項

1. 主催

一般社団法人 日本実業団陸上競技連合（実業団）

2. 後援（表彰式）

一般社団法人 日本経済団体連合会（経団連）

3. 協力

公益財団法人 日本陸上競技連盟（日本陸連）

4. 目的

実業団駅伝チームというトップアスリートの大集団を擁する実業団が、マラソンの日本記録を超える複数のスター選手を早期に輩出し、その勢いを以って2020年東京オリンピックのメインスタジアムにマラソンで日の丸を揚げる。

5. 施策

このため、実業団は実業団と関係の深い経団連のご後援と日本陸連のご協力を戴いて、2020年東京オリンピックに向けマラソン強化特別プロジェクト（Project EXCEED）を立ち上げ、実業団基本財産からの本プロジェクト基金への拠出、実業団加盟企業を含む協賛企業からの階層のかつオープンな協賛募集を募り、日本記録を超えるという目標に挑戦することを奨励し、それを達成した選手と監督・チームに対し褒賞し、表彰を行う。

6. 対象マラソン大会

6-1. 日本記録突破褒賞対象大会

(1) 国内： 日本陸連が日本記録を公認するマラソン大会

(2) 海外： 日本陸連が国際競技会として日本陸連登録選手に参加を許可し、日本記録を公認するマラソン大会。

(3) オリンピック大会、世界陸上選手権大会、アジア大会

6-2. 日本記録挑戦奨励対象大会

下記の7大会（調整中）

男子：福岡国際マラソン、別府大分毎日マラソン、びわ湖毎日マラソン、

男子・女子：東京マラソン

女子：さいたま国際女子マラソン、大阪国際女子マラソン、名古屋ウィメンズマラソン

7. 表彰基準

7-1. マラソン日本記録突破褒賞制度

(1) 6-1に定める対象大会において、本プロジェクト実施期間中に、既存の日本記録に対して、それを上回る日本新記録が出て、公認された場合は、下記表の選手褒賞金、監督・チーム褒賞金を授与する。

	記 録	選手褒賞金	監督・チーム褒賞金
A	その時点の日本記録を突破	1億円	5,000万円
B	上記同一大会で下位で日本記録を突破	1,000万円	500万円

(2) 褒賞対象選手は、日本陸連に登録されている日本人選手（国際陸連、日本陸連が定める競技規則に則り、日本陸連が2020年東京オリンピックにおいて日本代表として派遣する選手となるための資格を上記7-1(1)の記録達成の時点で取得している者、以下同じ）とし、実業団登録の有無に拘らない。

(3) 監督・チーム褒賞金は実業団登録者の場合に対してのみ授与される。

- (4) 同一大会で下位の日本人選手が日本新記録を出した場合は、(B) の褒賞金を与える。
- (5) 同一選手が、4月1日に始まり、3月31日に終了する同一年度（以下同じ）に複数回にわたり日本記録を更新した場合は、最上位の日本新記録として公認された記録のみを当該年度の褒賞対象とする。
- (6) 日本記録挑戦奨励金（7-2）との重複受賞を認めない。

7-2. マラソン日本記録挑戦奨励制度

- (1) 本プロジェクト期間中、実業団は日本陸連の協力と各大会主催者の同意を得ることを条件として、6-2に定める7大会を実業団マラソン日本記録挑戦奨励大会として指定する。
- (2) 6-2に定める対象大会において、本プロジェクト実施期間中に、その時点での奨励記録が出て、公認された場合は、下記表の選手奨励金、監督・チーム奨励金を授与する。

	記 録	選手奨励金	監督・チーム奨励金
A	男子 2 時間 06 分 59 秒以内 女子 2 時間 21 分 59 秒以内	1,000 万円	500 万円
B	男子 07 分台、女子 22 分台	500 万円	250 万円

- (3) 奨励賞対象者は実業団登録をしている日本人選手とし、その所属するチームが実業団においてチーム登録されている場合には監督・チームにも上記奨励金を授与する。
- (4) 日本記録突破褒賞金（6-1）との重複受賞を認めない。
- (5) 同一選手が、同一年度に複数回にわたり奨励記録を更新した場合は、最上位の記録として公認された記録のみを当該年度の褒賞対象とする。
- (6) 同一選手が複数年度に渡って褒賞金を授与される場合は、その以前の年度の当該選手の記録を上まわって出した場合のみ授与される。
- (7) 奨励金の対象となる記録は実業団強化委員会が、Project EXCEED 実行委員会の承認を得て原則として2年ごとに見直しをする。

8. 本プロジェクト実施期間

実業団が一般社団法人化し、基本財産から1.5億円を本プロジェクト用特別勘定に拠出した日（2015年7月28日）から2020年3月末の東京オリンピック派遣選手選考時点までとする。

9. 表彰方法

- (1) 上記7に定める日本記録突破褒賞、日本記録挑戦奨励の対象記録が達成されたときは、その大会主催者と調整の上、可能な限り、その会場で実業団の関係者より当該選手、監督・チームに日本記録突破褒賞金、挑戦奨励金目録を授与する。
- (2) 当該年度の日本記録突破褒賞、日本記録挑戦奨励の表彰式は、本プロジェクト実施期間の毎年度末に日本経団連会館において実業団が主催して行い、賞金を授与する。本表彰式は経団連の後援と日本陸連の協力を戴き、協賛先を含めた関係者を広く招待し実施する。
- (3) なお上記9(2)の表彰式の時に、下記の一項目にでも表彰対象選手、監督・チームが該当する場合は褒賞金又は奨励金の受賞資格を失う。
 - ① 日本陸連の登録会員資格を喪失し、または、日本陸連より競技者としての資格を停止又は剥奪された場合。
 - ② 上記7に定める対象記録の公認が9(2)に定める表彰式当日においても日本陸連より行われていない場合。
 - ③ ドーピングなどの国際陸連規則に定める紛争が発生しその解決に至っていない場合。

- ④ 目録を授与されていた場合においても、実業団が事情に鑑み特例として認める場合を除き、9 (2) に定める毎年度末に行われる表彰式に出席しない場合。
- ⑤ 本 Project EXCEED の目的と施策の発揚の為に下記 10 に定める肖像権の提供など受賞者としての協力をを行うことを拒否する場合。
- ⑥ 本 Project EXCEED の目的、施策、および実業団を侮辱し、その信用を損ない、品位を失う行為を行ったと実業団が当該受賞者の意見聴取の上で認定した場合。(更に、受賞後であっても、これに該当する行為を当該受賞者が行った場合には、実業団は当該受賞者の意見聴取の上で、褒賞金の返還を求めることが出来る。)

10. 受賞者の Project EXCEED 及び実業団への協力

- (1) Project EXCEED を含む実業団の活動目的に沿った要請に対し協力すること。
- (2) 前項 (1) に伴う活動の映像・写真・記事・競技者氏名・所属先等の情報のテレビ・雑誌・ホームページ等への掲載権と肖像権は、実業団に属することに同意すること。

11. 賞金の送付先の申請、税金、支払い

- (1) 上記 9 (2) に定める当該年度表彰式までに、賞金の支払先を含み実業団が定める書式の賞金申請書を選手、監督・チーム自らが実業団に提出しなければならない。
- (2) 賞金にかかる公租公課は受賞した選手、監督・チームが自らの責任と費用で負担する。
- (3) 賞金申請書の提出の受理後、Project EXCEED 実行委員会が、上記 10 に定める協力意向表明を含め、本要項に定める受賞資格があることを確認するまでは賞金は支払われない。

12. Project EXCEED の褒賞基金が本プロジェクト終了時点の前に費消された場合の処置

上記 7-1 又は 7-2 に定める記録が達成された時点で、本プロジェクトにかかる当該年度の経費を差し引いた褒賞の為に基金(褒賞基金)が費消されることになった場合で、監督・チーム賞が授与される場合は、残余の褒賞基金を選手 2 : 監督・チーム 1 の按分で授与し、これ以降の褒賞金は授与しない。但し、一旦、褒賞基金が費消された後、各年度末の表彰式以前に、Project EXCEED 基金が追加で応募され、費消状況が解消された場合はこの限りではない。

13. Project EXCEED 基金が本プロジェクト終了時点で費消されなかった場合の処置

その時点の実業団の判断で、実業団選手強化および障害者スポーツとの協力の為に資金として費消する。

14. Project EXCEED 実施組織

- (1) Project EXCEED は実業団理事会の承認を受けた内容と趣旨にのっとり、特別委員会(Project EXCEED 実行委員会)を設けて実施する。実施に当たっては、(一財)東京マラソン財団との業務委託契約を締結し適切に業務を委託して行うものとする。
- (2) 本要項に定めのない事項については、Project EXCEED 実行委員会が、連合理事会から承認を受けている範囲で、本プロジェクトの趣旨に沿い、適切に定めることが出来る。

平成27年5月26日 制定
平成27年7月28日 改訂